

一般社団法人 日本くすりと糖尿病学会利益相反（COI）に関する指針

「日本くすりと糖尿病学会 利益相反（Conflict of Interest、COI と略す）に関する指針（以下「COI 指針」という）」

をここに定める。

COI 指針の対象者である医学・薬学研究に関係する研究者等は、日本くすりと糖尿病学会（以下「本学会」）の構成員全体に広く適用されることを前提として制定された本 COI 指針を遵守することが求められる。

1 目的

医学・薬学研究実施者、関係者、被験者及び医療機関を取り巻く利益相反の存在を明らかにし、社会の理解と信頼を得て、医学・薬学研究の適正な推進を図ることを目的として、本 COI 指針を定めた。

2 適用範囲

本 COI 指針は、本学会会員が、国内及び国外において行う基礎研究並びに臨床研究（以下「研究」）に適用する。

3 利益相反の定義

研究に係る利益相反とは、研究実施者及び関係者が、被験者及び医療機関等と連携をとりながら行う研究によって得られる直接的利益及び間接的利益等と、患者の健康増進に寄与する医療人としての責務又は患者の希望する最善の治療を提供する医療関係者としての責務などが衝突・相反している状況をいう。なお、臨床研究実施者とは、主任研究者及び研究分担者等をいい、関係者とは臨床研究実施者の所属長及び実施する研究に関連する企業・団体等に所属する者をいう。

4 利益相反の開示

本ポリシーは、研究実施者、関係者、被験者及び医療機関等を取り巻く利益相反の存在を明らかにし、社会の理解と信頼を得て、研究の適切な推進を図るものである。このため、開示対象及び開示すべき者の範囲は次のとおりとする。

(1) 開示対象

- ①経済的利益知的財産権の取得、株式又は新株予約権の取得（未公開株を含む。）、金銭収入（実施料収入、兼業報酬、寄付金等を含む。）、借入、役務提供の受領等
- ②経営関与による経済的利益役員、顧問就任等

(2) 開示すべき人的範囲

- ①研究実施者及び関係者（研究協力者（コーディネータ等）は、研究実施者に含まない。）
- ②①に規定する者の配偶者及び生計を一にする一親等の者
- ③その他、本会 COI 委員会が必要と判断した者

5 実施手順

「一般社団法人 日本くすりと糖尿病学会「利益相反（COI）に関する指針」の細則」に従って、実施するものとする。

附則 本指針は、平成 28 年 10 月 29 日から施行する。

平成 28 年 6 月 30 日制定

平成 28 年 10 月 28 日改訂